

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

1 2月定例県議会に提案予定の福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、知事から意見の聴取があったので、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年11月25日

教 育 長

1 教体第1077号
令和元年11月 7日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川 洋

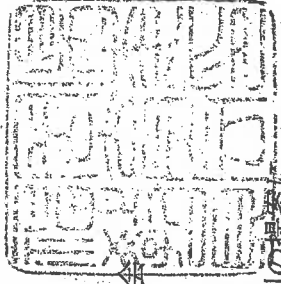
条例の提案に対する意見の聴取について

本年12月に招集予定の福岡県議会に「福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 教体第 1146 号
令和元年 11 月 7 日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例の提案に
対する意見の申出について (回答)

(対 11 月 7 日 1 教体第 1077 号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

(教育庁体育スポーツ健康課)

福岡県立久留米スポーツセンター一条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由
 福岡県立久留米スポーツセンターにおいて陸上競技場を改修することに伴い、陸上競技場内部の諸室に改廃が生じるため、新たに利用料金の上限を定めるもの。

2 改正の概要
 利用者の少ない合宿所や浴室を廃止し、新たに研修室やシャワー室を設ける等の内部改修に伴い、諸室の利用料金の上限を定めるもの。

区分	利用単位	現行	改正案
研修室	1時間につき	新設	350円
和室	1時間につき	新設	140円
シャワー室	1回	新設	100円
合宿所	児童生徒	330円	廃止
	一般	490円	廃止
浴室	1回	830円	廃止

3 施行期日
 令和2年4月1日

理由

福岡県立久留米ホーツセツホーツセツターにおいて陸上競技場を改修するに伴い、その利用金の上限を定める必要がある。このため、この条の伴つて、この条を改修する

例案を提出する理由がある。

昭和元年十二月二日

福岡県知事 小川 洋

右の条例案を別紙のとおり提出する。

条例の制定について

福岡県立久留米ホーツセツホーツセツター条例の一部を改正する

第六七号議案

（イ）の条例は、令和二年四月一日から施行するもの。

附 則

附属施設	シヤク	室	一	回	田〇〇一
	和	室	一時	回	田〇四一
	研	室	一時	回	田〇五三
附属施設	会	室	一時	回	田〇五一

に改めらる。

附属施設	浴	室	一	回	田〇三八
	合	宿 所	一 児	回	田〇九四
			童	一 人	田〇三〇三
会	議	室	一時	回	田〇五〇一

を

別表の 中

二十号（イ）の部を次のように改正する。

福岡県立久留米ホーテツセンター条例（昭和四十九年福岡県条例第

条例

福岡県立久留米ホーテツセンター条例の一部を改正するもの

